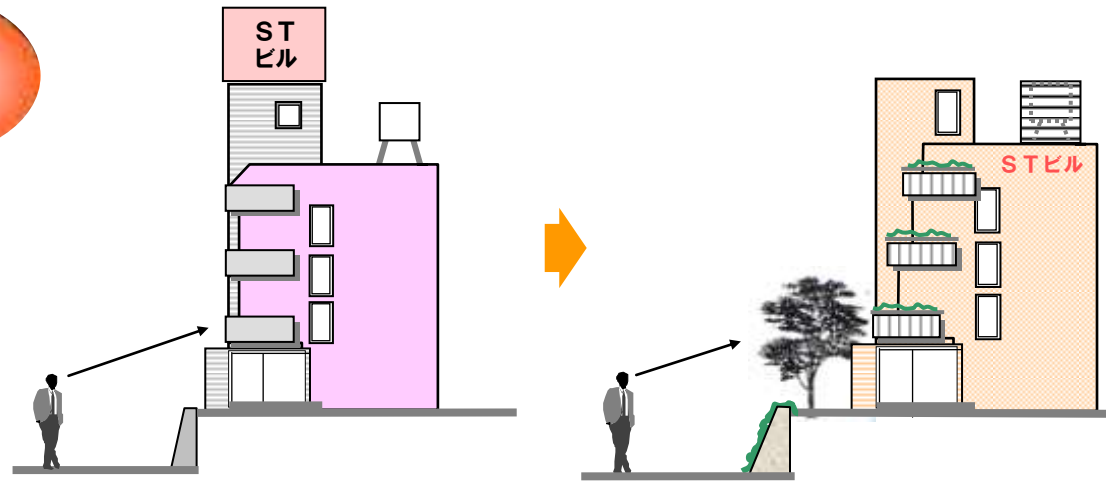


景観への影響が大きい建築物等の景観誘導を行います。

大規模行為（建築物等）の届出制度

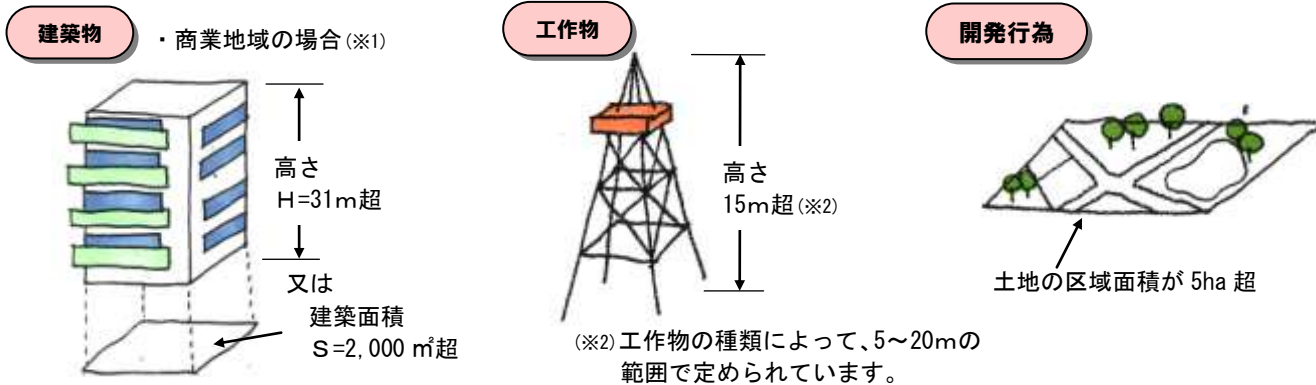
大規模行為の景観誘導とは…



・地域の景観イメージの良否に大きな影響を与える大規模な建築物等について…

・建築物等の位置や規模、形態、意匠、色彩、材料、緑化等に関する基準を設定し、地域の景観イメージに調和するよう誘導します

大規模行為の届出対象は…



(※1)届出の対象となる建築物は、建築する場所の用途地域等によって、以下のとおり定められています。

区分		届出対象の建築物	
		高さ	(又は) 建築面積
都市計画区域	商業地域	31m超	2,000㎡超
	上記以外の用途地域	20m超	1,500㎡超
	用途地域以外の地域	13m超	1,000㎡超
都市計画区域以外の地域			



市町村や地域住民主体の景観づくりへと展開していきます。

今後の景観づくりへの取り組み

景観づくりの施策を行政主導のモデル事業的なものから、より地域住民に身近な活動として浸透させていきます。

Step 1

景観への理解と関心を高める

- 大規模行為届出制度による景観誘導
- 公共事業景観形成指針の普及・啓発
- 講演会や景観アドバイザーの派遣などによる県民や市町、各種団体等への普及啓発活動など



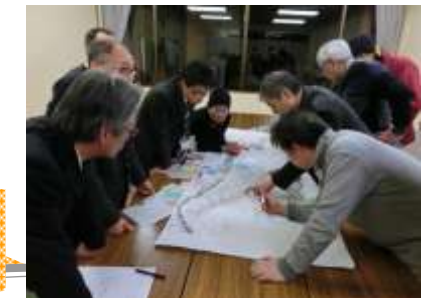
県民や市町、各種団体等を対象とした景観講演会

Step 2

魅力ある景観づくりを進める

- 市町の景観行政団体への移行支援
- 市町の景観計画などへの策定支援
- 市町主導による地域の景観ルールづくり
- 出前講座などによる地域への普及啓発活動など

日光東町まちづくり推進委員会ワーキンググループの活動風景



「鹿沼市景観計画」



「栃木市景観計画」

Step 3

景観づくりを身近にする

- 地域の特性を生かした景観形成を図るため景観形成重点地区の指定などの取組支援
- 地域への景観づくりの情報提供、情報交換
- NPO等の活動支援と組織のネットワーク化
- 行政と住民のまちづくり団体等との協議、意見交換システムの確立